

## 1. 医療機関

すべての医療機関の医師は、麻しん患者と診断した場合は健康福祉センター（保健所）（以下、「保健所」という。）に届出するとともに、検体を採取し、すべての症例が検査診断となるよう協力する。

なお、麻しんに感染していると疑われる患者を診察した場合においても、検体を採取し、保健所へ連絡すること。

また、日ごろから定期予防接種対象者に対しワクチン接種の勧奨に努めるとともに、予防接種を必要回数接種していない者に対して予防接種を推奨する。

麻しん患者と診断した医師は、保健所に発生届を提出するとともに、すべての症例について検査診断のための検体を採取する。

- 県内の麻しん患者の全ての症例を早期に把握し、適切なまん延防止対策を講ずるため、麻しん患者（届出基準（※4））と診断した医師は、24時間以内を目安に発生届（※5）を保健所（※6）へ提出する。
- 届出事項でない重要情報については、「保健所から求めがあれば次の事項を伝えること、可能であれば保健所が実施する調査に協力すべきであること」を患者（保護者）にあらかじめ了解を得るよう努めること。
  - ① 家族内発生状況
  - ② 在籍する学校での集団発生の疑い
  - ③ 患者の職業・職種
  - ④ 学校名、勤務先
  - ⑤ 保健所へのアドバイス等
  - ⑥ 氏名、住所、連絡先
- 医師は、すべての症例について、検査診断のための、血液、咽頭または鼻腔ぬぐい液、尿を採取する。（3種類すべて採取することが望ましい。）

検体の種類	採取量	採取容器
血液	2～5 ml	密封できる EDTA またはクエン酸入り試験管 *ヘパリン入り試験管は不可
尿	10～20 ml	密封できる滅菌スピッツ
咽頭ぬぐい液	綿棒1本	密封できる滅菌スピッツ

- 採取した検体は、麻しん検査票（※11）とともに、保健所に引き渡す。
- 医師は、千葉県衛生研究所で行った PCR 検査結果等を踏まえ、麻しんが否定される場合には、発生届を取り下げることができる。（※12）

患者の早期診断及び院内感染防止に努める。

- 医師は、千葉県感染症情報センターホームページ等の情報により麻しん患者発生状況の把握に努める。
- 周囲の人たちに感染を拡大させないために、日ごろから麻しん患者の早期診断に努め、麻しん患者と診断した時は、まん延を防止するための注意など、患者への指導を早期に実施する。
- 発熱やカタル症状を伴い麻しんが疑われる患者が受診した場合には、患者にマスクを着用させる、待合室や診察室を別にする等、他の受診者への院内感染予防に努める。
- 麻しん患者には、典型的な症状（※1）のない修飾麻しん（※2）の例も多く見られることを考慮する。

予防接種を推進する。

- すべての受診者のうち、1期、2期、3期、4期の定期予防接種対象時期（※3）に該当する乳幼児・児童・生徒等については、罹患歴及び予防接種歴の確認並びに未罹患であり、かつ、予防接種を必要回数接種していない者に対して予防接種を勧奨する。
- 患者の家族・接触者については、罹患歴及び予防接種歴の確認並びに未罹患であり、かつ、予防接種を必要回数接種していない者に対して予防接種を勧奨(推奨)する。
- 医療機関の長は、従事者が感染源にならないよう、罹患歴及び予防接種歴の確認並びに未罹患であり、かつ、予防接種を必要回数接種していない者に対して予防接種を推奨する。

患者（保護者）に指導する。

- 患者と既に接触している家族（兄弟等）の健康観察と有症状時の早期受診を指導するとともに、未罹患であり、かつ、予防接種を必要回数接種していない者に対して予防接種を勧奨(推奨)する。
- 患者が学校等に通っている場合には、麻しんは学校保健法により出席停止（※7）となるので、学校等へ連絡するよう指導する。また、伝染のおそれがないと認められた場合にも、学校等に連絡の上登校するように指導する。

出席停止の期間の基準：解熱した後、3日を経過するまで、ただし、病状により学校医その他の医師において伝染のおそれがないと認めたときは、この限りでない。

< 県医師会の役割 >

- 県と連携し、予防接種の推進を図る。
- 本マニュアルに基づく医療機関の対応について、地区医師会を通じ、各医療機関に周知する。
- 中学校・高等学校等の学校医が校長や養護教諭と連携し、接種対象の生徒に対しワクチン接種の重要性への理解を深めるよう取り組む。

## 2. 学校等

予防接種率向上のため、校長、教頭、養護教諭、部活動顧問、学校医などが共通認識をもって、接種対象者の接種状況の確認と未接種未罹患の対象者及び保護者に対する接種勧奨等について具体的対策を検討し、実施する。

麻疹患者が発生した場合には、早期にまん延防止対策を講じ、感染を最小限に留めることが重要である。

予防接種を勧奨(推奨)する。

- 各家庭に麻疹に関する情報の提供と予防接種の必要性について周知する。
- 保育所、幼稚園等では、1期、2期の定期予防接種対象者(※3)の保護者に対し、定期予防接種を積極的に勧奨する。
- 小学校では、就学時健診時に2期の予防接種歴を確認し、未実施者の場合は接種勧奨するとともに、入学時に未接種者に対して予防接種を推奨する。
- 中学校では、3期の定期予防接種対象者(※3)の接種状況を確認し、未接種の場合は予防接種を必ず勧奨するとともに、新年度の対象者(新入生)に接種歴を確認するなど、早期に接種するよう勧奨する。
- 高等学校では、4期の定期予防接種対象者(※3)の接種状況を確認し、未接種の場合は予防接種を必ず勧奨するとともに、新年度の対象者(現2年生)に対しては、4月の春休みを利用するなど早期に接種するよう勧奨する。
- 定期予防接種の接種時期を過ぎてワクチン未接種で未罹患者を把握し、予防接種を推奨する。
- 職員等が麻疹を発症すると、多数の者に感染を引き起こしてしまう可能性が高いため、次の事項について確認等をする。
  - ① 職員の罹患歴及び予防接種の確認をする。
  - ② 未罹患であり、かつ、麻疹の予防接種を必要回数接種していない者に対して予防接種を推奨する。
  - ③ 罹患歴及び予防接種歴が不明あるいは記憶があいまいなものに関しては、医療機関にて血液検査(抗体価測定)を実施し、免疫を保有していない場合に予防接種を推奨する。
  - ④ 推奨の結果を必ず把握する。

児童等の健康状態を把握する。

- 児童等の欠席理由を確認する等、日ごろから健康状況を把握し、体調不良者には早期受診を勧奨する。医療機関受診時には、「麻疹の可能性がある。」ことを伝えるよう助言する。

- 麻しんと診断された児童等の出席停止の期間は、学校医等により伝染のおそれがないと認められるまでであることを保護者に説明する。

麻しん患者が発生したら保健所に連絡する。

- 児童等が麻しんと診断された場合には、次の事項を直ちに保健所及び学校等主管課へ報告する。（大学は保健所のみ）  
なお、報告事項の④、⑤については、随時、保健所に報告する。

【報告事項】（※8 例示様式）

- ① 年齢・性別・居住地（市町村）
- ② 麻しんワクチン接種歴
- ③ 患児の発症日、発症後の最終登校日、診断年月日
- ④ 他の児童等の健康状況（終息と判断されるまで）
- ⑤ 各家庭への注意喚起の状況

学校医・保健所と相談・連絡し、早期に対策会議を開催する。

- 各家庭へ患者発生状況を連絡する等、注意喚起に努め、予防方法（うがいや手洗いの励行、マスクの着用等）を周知する。
- 有症状者（発熱等）への早期受診を呼びかける。
- 未罹患であり、かつ、麻しんの予防接種を必要回数接種していない者に対して予防接種をあらためて勧奨(推奨)する。
- 学校等は、保健所や学校医等による対策会議を早期に開催し、次の事項について情報共有と対応の連携を行う。
  - ① 患者情報について
  - ② 欠席者を把握し、欠席理由の確認
  - ③ 患者との接触者の把握
  - ④ 全児童・生徒・学生及び保護者・職員への対応
  - ⑤ 学校行事等の中止
  - ⑥ 終息の判断

（参加者：市町村教育委員会、市町村保健衛担当部局、保健所、学校医等）

終息：最後の麻しん患者と、他の児童等との最終接触日から、4週間新たな麻しん患者の発生が見られないこと。

＜学校等主管課の役割＞

- 本マニュアルに基づく学校等の対応について周知する。
- 学校等に対し、麻疹患者の発生状況を把握し、保健所と連携し対応にあたるよう指導する。
- 市町村予防接種担当部局と、学校における接種率や対応状況に関する情報を共有したい策を講ずる。
- 調査の結果、未接種者の多い学校（市町村平均以下）の対応状況を確認し、必要な指導を行う。
- 中学校入学説明会で、4月の春休みを利用するなど早期に接種するよう勧奨する。

### 3. 保健所

保健所では、市町村や医療機関と連携し、麻しんに関する広報と予防接種率の向上に努めるとともに、医療機関及び学校等からの報告により麻しん患者の発生状況を把握し、感染拡大の防止のための指導・助言を行う。

麻しんに関する広報を実施する。

- ホームページや保健所だより等により、日ごろから麻しんに関する正しい知識の周知、定期予防接種（※3）の勧奨や麻しんが疑われる症状発現時の早期受診等の広報に努める。
- 市町村に対し定期的に麻しんについて広報紙への掲載を要請する等、予防接種の必要性や麻しんに関する正しい知識の周知に努める。
- 管内あるいは近隣の市町村で麻しんの感染拡大が認められた場合には、市町村、学校等、医療機関と連携し、麻しんの予防及び感染拡大防止のための広報をあらためて行う。

医師からの発生届により患者発生状況を把握する。

- 医師から麻しんの発生届の提出（※5）があった場合には、感染症発生動向調査事業（NESID）に入力する。
- 医師から届出後に PCR 検査による検査診断の報告があった場合は、感染症発生動向調査事業（NESID）に再入力する。
- 医師から PCR 検査結果等により発生届出を取り下げる旨の連絡があった場合には、感染症発生動向調査事業（NESID）から削除する。
- 届出事項でない重要情報（保健所における麻しん対策の実施に必要と考えられる情報：家族内発生状況、在籍する学校での集団発生の疑い、患者の職業・職種、学校名・勤務先、保健所へのアドバイス等）が記載されていない場合には医師に照会する。
- 必要に応じて、医師が患者（保護者）の氏名等を保健所に伝えることを了解が得られているかを確認したうえで、患者の調査を実施し、接触者の健康状況の把握など必要な措置をとる。
- 管内の発生状況及び衛生研究所が集計した県内の発生状況について地区医師会を通じ、管内の医療機関に周知する。

学校等からの報告により感染拡大防止のための指導を行う。

- 学校等における麻しん患者発生を探知した時は、学校等から報告（※8）を求めるとともに、必要に応じて学校等に出向き、連携を密接にとりながら、感染拡大防止を図り、集団感染にならないよう「保育所・幼稚園・学校等における麻しん対応ガイドライン第二版（国立感染症研究所感染症情報センター）」（※10）に基づき指導・助言をする。
- 学校等から麻しん患者発生の報告（※8）があった場合は、疾病対策課及び衛生研究所へ報告する。
- 学校等における患者発生状況を把握し、感染拡大防止のための指導を行う。
- 必要に応じ学校行事の中止及び臨時の予防接種の実施等を指導する。
- 患者発生状況や対応状況等について、疾病対策課に報告する。

保健所管内対策会議を開催する。

- 学校等が開催する対策会議に助言・指導する。
- 市（町村）内の2以上の学校等で患者発生した場合には、保健所管内のその他の学校等にも感染が拡大する可能性があるため、保健所が管内の市町村教育委員会、市町村保健衛担当部局、学校関係者、地区医師会、学校医等による対策会議を開催し、次の事項について情報共有と対応の連携を行う。
  - ① 患者発生状況
  - ② 市（町村）全体での拡大防止対応
  - ③ ワクチンの臨時接種
  - ④ 終息の判断

< 疾病対策課の役割 >

- 県医師会と連携し、定期予防接種率向上のため、定期予防接種相互乗り入れ事業（※9）の円滑な運営を推進する。
- 市町村予防接種担当課に対し、予防接種台帳や乳幼児健診等において接種状況を把握し、1期、2期、3期、4期の定期予防接種対象者に対し積極的に接種勧奨を行うよう指導する。
- 県ホームページ等により、県内での患者の発生状況等の情報提供、麻しんが疑われる症状発現時の早期受診及び未罹患であり、かつ、麻しんの予防接種を必要回数接種していない者への予防接種の必要性について広報に努める。
- 保健所から学校等における患者発生の情報を得た場合は、当該施設を管轄する学校等主管課に情報提供を行う。
- 千葉県麻しん対策会議（感染症の専門家、医療関係者等）において、定期的に麻しんの発生動向、定期の予防接種の接種率及び副反応の発生事例等を把



握し、地域における施策の進ちよく状況を評価する。また、集団発生事例を検証・評価し提言を得る。

- 近県での発生状況を把握し、必要に応じて関係機関等に情報提供する。

< 衛生研究所の役割 >

- 麻しんと診断されたすべての症例について、医療機関から保健所に引き渡された検体を搬入し、PCR 検査等を実施する。
- 集団発生時の疫学調査に協力する。
- 麻しんに関する基本情報及び県内の患者発生状況（医療機関・学校等）を感染症情報センターホームページに掲載する。
- 近隣都県の患者発生情報を収集し、必要に応じて関係機関に情報提供する。

## 4. 市町村

麻しん患者の減少により患者からの感染を受ける機会が少なくなった現状において、感染を予防するためには、2回の定期予防接種（※3）を受けることが重要である。

市町村では、1期、2期、3期、4期の定期予防接種の必要性を積極的に広報し、接種率の向上に努める。

定期予防接種率の向上を図る。

- 定期予防接種率の向上のため、学校等と協力のうえ、次の手段等により接種状況を確認し、定期予防接種の対象者に対して接種を勧奨する。
  - ① 予防接種台帳の確認
  - ② 乳幼児健診における確認
  - ③ 就学時健診における確認
  - ④ 中学1年生と高校3年生における接種率の確認
- 定期予防接種率を把握し、1期、2期、3期、4期それぞれの接種率が95%以上とするよう努める。
- 接種率向上に有効な一つの方法として集団による接種を可能な限り実施する。
- 本年度の未接種者の把握及び未接種者に対し個別通知による再度の接種勧奨を12月末までに実施する。
- 新年度の対象者に対しては、早期に接種ができるよう3月中に個別通知を行う。

麻しんに関する広報を実施する。

- 市町村広報紙等により、定期的に定期予防接種の接種勧奨や麻しんが疑われる症状発現時の早期受診等の広報に努める。
- 麻しん患者発生状況を広報し、注意喚起を図る。

市（町村）内の学校等で感染が認められた場合に助言する。

- 市（町村）内の学校等で感染が認められた場合には、対策会議で市（町村）内での発生状況などを踏まえて、予防接種の実施に関する助言をする。

< 千葉市・船橋市・柏市の役割 >

- 学校等から患者発生の報告を得た場合には、千葉県感染症情報センターへ報告する。
- 管内での感染拡大防止を図るとともに、県の実施する対策に協力する。